セーフティネット保証４号、５号（イ-④）　郵送提出時確認シート

○郵送による申請の場合は、提出書類を☑し、本シートを申請書に**同封**してください。

※市役所窓口で申請書を提出する場合は、本チェックシートの提出は不要です。

１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **申請書類** | **注意事項** | チェック |
| 認定申請書 | 〇セーフティネット４号保証は　申請書１枚・・・・・・・・・・・・・〇セーフティネット保証５号（イ－④）は　申請書計２枚（交付用１枚・門真市控１枚）・・・・・・・・・・・・※電話番号の記載漏れが見受けられますので、記載漏れのないようご注意ください。 | □□ |
| 売上実績及び見込みについて | 売上実績及び直近１ヵ月後の２ヵ月の売上見込みを記載 | □ |
| 金額の記載 | 金額はすべて「円単位で記載」。「10,000千円」等の記載は× | □ |
| 使用する印鑑 | 【法人】…代表者印（いわゆる「丸印」）　※社印、角印等は×【個人事業主】…印鑑登録証明印 | □ |
| **添付書類（コピーを提出）**「★」の書類は余白に「社名、代表者名（ゴム印使用可）」と「押印（上記に記載の「使用する印鑑」」が必要 |
|  | **法人の場合****提出書類例(各項目いずれか一つ)** | チェック | **個人事業主の場合****提出書類例(各項目いずれか一つ)** | チェック |
| ①　門真市内で事業を営んでいることがわかる書類 | 〇歴事項全部証明書（全ページ）〇法人事業概況説明書（会社名と事業所住所（門真市）の記載があるページ）〇各種許認可証（事業所住所（門真市）の記載のあるもの） など | □ | 〇確定申告書Ｂ（事業所住所（門真市）の記載があるページ）〇市民税申告書（事業所住所（門真市）の記載があるページ）〇開業・廃業等届出書〇各種許認可証（事業所住所（門真市）の記載のあるもの）　など | □ |
| ②　直近１ヵ月の売上高がわかる書類 | 〇月次残高試算表〇★売上台帳〇★銀行通帳〇請求書、領収書の控え | □ | 〇月次残高試算表〇★売上台帳〇★銀行通帳〇請求書、領収書の控え | □ |
| ③　②の前年等の１ヵ月の売上高がわかる書類 | 〇法人事業概況説明書の「表紙」と「月別の売上が記載されているページ」〇月次残高試算表〇★売上台帳〇★銀行通帳〇請求書、領収書の控え | □ | 〇青色申告決算書の「表紙」と「月別の売上が記載されているページ」〇月次残高試算表〇★売上台帳〇★銀行通帳〇請求書、領収書の控え | □ |
| ④　③の月の後２ヵ月の売上高がわかる書類 | 〇法人事業概況説明書の「表紙」と「月別の売上が記載されているページ」〇月次残高試算表〇★売上台帳〇★銀行通帳〇請求書、領収書の控え | □ | 〇青色申告決算書の「表紙」と「月別の売上が記載されているページ」〇月次残高試算表〇★売上台帳〇★銀行通帳〇請求書、領収書の控え | □ |
| **５号（イ－④）認定申請の場合のみ必要**⑤　指定業種を営んでいることがわかる書類 | 〇歴事項全部証明書（全ページ）〇法人事業概況説明書（業種の記載があるページ）〇各種許認可証〇製品カタログ・自社HP　など | □ | 〇確定申告書Ｂ（職業の記載があるページ）〇市民税申告書（職業の記載があるページ）〇各種許認可証〇製品カタログ・自社HP　など | □ |
| ⑥　委任状（様式自由） | 代表者以外の方（金融機関など）が代理申請する場合は必要 | □ |
| ⑦　返信用封筒 | 長形３号封筒に84円切手を貼付け※認定書送付先の郵便番号・住所・社名・ご担当者名を記載※認定書を市役所まで取りに来られる場合は封筒の添付は不要。その場合認定書が準備出来次第、こちらよりお電話いたします。ただし代表者の方以外の方が受取る場合、委任状が必要となります。また、お越しの方の身分証明書の確認をさせていただきます。下のいずれかに　　　　　　　　をしてください。（　認定書の郵送を希望する　・　　認定書は市役所まで取りに行く　） | □次ページの注意事項を必ずご確認ください。 |

申請書記載内容の確認等のためご担当者様へお電話する場合がありますので下記を記載ください。

　　　＜ご担当者様　連絡先＞　※名刺の添付でも可

　　　　 御社名：

名前：

電話番号：

セーフティネット保証４号、５号（イ-④）認定申請の注意事項

　〇原則、申請の前にあらかじめ金融機関等の融資実行機関と融資のご相談をしていただきますようお願いします。

　〇認定書の有効期間は認定日より30日です。

 ○誤字や訂正等を行う場合は、二重線　を引き、申請書印と同じ印鑑を押してください。

　〇裏面の確認シート記載の提出書類は例示ですので、準備できない、判断に迷われる等の事情がありましたら、ご相談ください。

　〇セーフティネット保証５号（イ－④）以外の保証５号による申請については、事業内容等をお伺いのうえ、個別に対応させていただきますので、ご相談ください。

　〇創業間もない場合（業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満）や前年等以降、事業拡大等により前年等比較が適当でない特段の事情がある場合は特例措置（要件緩和）の適用を受けられる可能性がありますので、ご相談ください。

　〇提出いただいた添付書類等に関しては原則返却に応じかねますのでご了承ください。

【郵送による申請における注意事項】

〇適正な申請書類の到着後、認定書発行まで約１週間要します。

〇FAXや電子メールでの受付はできません。

〇必要書類に不備等がある場合、内容が十分確認できない場合は書類等の追加提出をお願いする場合があります。

〇認定要件に該当しない等、認定ができない場合は、ご連絡のうえ書類を返却いたします。（郵送による返却の場合は送料をご負担いただきます）

【提出先・お問合せ先】

〒571—8585　門真市中町１番１号　門真市役所　産業振興課

TEL：06—6902-5966（直通）

２